

川崎市特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

制度1・大規模建築物
床面積の合計2,000m²以上

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
1	1 制度の対象	制度適用開始はいつからか。	<p>令和7年4月1日から適用開始となり、以降に建築確認の申請又は計画の通知を行う建築物が対象です。</p> <p>令和7年3月31日までに建築確認の申請又は計画の通知を行った建築物は対象外です（条例改正附則4）。</p>	2025年12月26日
2	1 制度の対象	建築確認の申請又は計画の通知を令和7年3月31日までに行った建築物は、 令和7年4月1日以降に計画変更 の建築確認の申請又は計画の通知を行う場合、対象外となるか。	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>変更時ではなく、当初の建築確認の申請又は計画の通知で判断します。</p>	2025年12月26日
3	1 制度の対象	当初の建築確認の申請又は計画の通知では床面積の合計2,000m ² 未満であったが、確認済証の取得後に 計画変更して2,000m²以上 となった場合、制度1又は制度2のどちらの申請の対象となるのか。	<p>当該建築物は、制度1の対象となります。</p> <p>建築主が計画変更建築確認申請をしようとする日の21日前までに制度1の計画書の提出を行ってください。</p> <p>制度2の報告書の提出前であれば、中小規模特定建築物の床面積の合計から除いて申請してください。</p> <p>※制度1：特定建築物太陽光発電設備等導入制度（床面積の合計2,000m²以上） 制度2：特定建築事業者太陽光発電設備導入制度（床面積の合計2,000m²未満）</p>	2025年12月26日
4	1 制度の対象	当初の建築確認の申請又は計画の通知では床面積の合計2,000m ² 以上であったため、制度1の計画書を提出したが、確認済証の取得後に 計画変更して2,000m²未満 となった場合、届出はどうなるのか。	<p>ご質問のケースの場合は、計画変更をして2,000m²未満となった時点で制度1の特定建築物ではなくなるため、特定建築物工事中止届出書（第15号様式）によりその旨を届出してください。</p> <p>特定建築物工事中止届出書（第15号様式）の提出を受けて、市ホームページでの公表事項は非公表となります。</p> <p>制度1の対象外となります。事業者は脱炭素エネルギー源を優先的に利用するよう努めてください（条例第24条）。</p> <p>※制度1：特定建築物太陽光発電設備等導入制度（床面積の合計2,000m²以上） 制度2：特定建築事業者太陽光発電設備導入制度（床面積の合計2,000m²未満）</p>	2025年12月26日

川崎市特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

制度1・大規模建築物
床面積の合計2,000m²以上

No.	分類	質問	回答	追加・修正日																
5	1 制度の対象	経過措置はあるか。	<p>令和7年3月31日までに特定建築物について(1)～(7)のいずれかの行為を行った場合は対象外とします（経過措置）（条例改正附則4及び規則改正附則5）。ただし、(1)に該当する場合を除き、特定建築主が希望する場合は計画書を提出して自社の取組をPRすることができます。計画書を提出した場合は、変更届、完了届等の各種届出も提出も必要となります。</p> <p>なお、(1)に該当する場合は、特定建築主が希望する場合であっても、計画書の提出はできません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0070C0; color: white;">手続等</th> <th style="background-color: #0070C0; color: white;">法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)建築確認申請</td> <td>建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第2項</td> </tr> <tr> <td>(2)総合設計の許可申請</td> <td>建築基準法第59条の2第1項の規定による許可の申請</td> </tr> <tr> <td>(3)環境アセスメントの提出等</td> <td>環境影響評価法6条1項の規定による送付、又は川崎市環境影響評価に関する条例8条（同条例8条の10-2項において準用する場合及び同条例74条の規定により同条例に準じた環境影響評価等を行う場合を含む。）の規定による提出若しくは同条例9条1項（同条例74条において準用する場合を含む。）の規定による届出</td> </tr> <tr> <td>(4)中高層条例による標識設置</td> <td>川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例9条1項の規定による設置</td> </tr> <tr> <td>(5)CASBEE 川崎の提出</td> <td>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例127条の4第1項の規定による提出</td> </tr> <tr> <td>(6)総合調整条例による事前届出書の提出</td> <td>川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例10条1項の規定による提出</td> </tr> <tr> <td>(7)開発行為の事前審査申請書の提出</td> <td>都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則2条2項（同条3項において都市計画法34条の2-1項の規定による協議について準用する場合を含む。）の規定による申請</td> </tr> </tbody> </table>	手続等	法令等	(1)建築確認申請	建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第2項	(2)総合設計の許可申請	建築基準法第59条の2第1項の規定による許可の申請	(3)環境アセスメントの提出等	環境影響評価法6条1項の規定による送付、又は川崎市環境影響評価に関する条例8条（同条例8条の10-2項において準用する場合及び同条例74条の規定により同条例に準じた環境影響評価等を行う場合を含む。）の規定による提出若しくは同条例9条1項（同条例74条において準用する場合を含む。）の規定による届出	(4)中高層条例による標識設置	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例9条1項の規定による設置	(5)CASBEE 川崎の提出	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例127条の4第1項の規定による提出	(6)総合調整条例による事前届出書の提出	川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例10条1項の規定による提出	(7)開発行為の事前審査申請書の提出	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則2条2項（同条3項において都市計画法34条の2-1項の規定による協議について準用する場合を含む。）の規定による申請	2025年12月26日
手続等	法令等																			
(1)建築確認申請	建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第2項																			
(2)総合設計の許可申請	建築基準法第59条の2第1項の規定による許可の申請																			
(3)環境アセスメントの提出等	環境影響評価法6条1項の規定による送付、又は川崎市環境影響評価に関する条例8条（同条例8条の10-2項において準用する場合及び同条例74条の規定により同条例に準じた環境影響評価等を行う場合を含む。）の規定による提出若しくは同条例9条1項（同条例74条において準用する場合を含む。）の規定による届出																			
(4)中高層条例による標識設置	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例9条1項の規定による設置																			
(5)CASBEE 川崎の提出	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例127条の4第1項の規定による提出																			
(6)総合調整条例による事前届出書の提出	川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例10条1項の規定による提出																			
(7)開発行為の事前審査申請書の提出	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則2条2項（同条3項において都市計画法34条の2-1項の規定による協議について準用する場合を含む。）の規定による申請																			
6	1 制度の対象	2,000m ² 未満の建築物を計画しているが、太陽光発電設備を多く設置するため、自社の取組をPRするために、計画書を提出することはできないか（任意届出）。	<p>制度1については任意届出についての制度はございません。</p> <p>なお、制度2の場合には任意報告の制度はございますが、報告者は施工者となるため、建築主（施工者を兼ねる場合を除く。）のPRとしての制度はございません。</p>	2025年12月26日																
7	1 制度の対象	対象建築物はどう判断するか。	<p>「新築等」する「特定建築物」が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築等：新築、増築又は改築 ・特定建築物：床面積の合計（1棟ごと）が<u>2,000m²以上</u>（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。）の市内の建築物 	2025年12月26日																

川崎市特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

制度1・大規模建築物
床面積の合計2,000m²以上

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
8	1 制度の対象	建替え は対象となるか。	建築確認の申請又は計画の通知における「新築」、「増築」又は「改築」が対象となります。当該建替えについて、「新築」、「増築」又は「改築」として取り扱われるか建築確認申請を行う機関等に確認してください。	2025年12月26日
9	1 制度の対象	「 床面積 」とは何か。	建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積となります。 床面積の合計は、建築基準法施行令第2条第1項第4号のただし書きの規定は適用しません。	2025年12月26日
10	1 制度の対象	対象者 （特定建築主）はどう判断するか。	市内に「特定建築物」の「新築等」をしようとする者（特定建築主）が対象者となります（条例第25条）。	2025年12月26日
11	1 制度の対象	特定建築主の氏名 は社長又は代表取締役等でないといけないか。	建築確認の申請又は計画の通知における「建築主」となります。	2025年12月26日
12	1 制度の対象	新築するマンションの同一敷地内に同時に新築する 附属建築物 （用途上不可分な駐車場、駐輪場、ごみ置き場等）の床面積もマンションの面積に足し合わせるのか。	特定建築物は1棟ごとに判断するため、別棟の附属建築物の床面積はマンションの面積に足し合わせる必要はありません。 ただし、附属建築物も1棟ごとの床面積の合計が2,000m ² 以上であれば特定建築物（義務対象）になります。特定建築物（義務対象）になる場合は、1棟ごとに設置基準量（義務量）を算出する必要があります。	2025年12月26日
13	1 制度の対象	機械式駐車場 は面積にカウントしなくてよいか。	機械式駐車場の場合は、建築物として取り扱われるか建築確認申請を行う機関等に確認してください（「川崎市建築基準法関係取扱基準集」「1－1 機械式駐車場の取扱いについて」 https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000035933.html 参照）。 建築物として取り扱われる場合は、面積にカウントします。別棟の機械式駐車場の場合は、1棟ごとの床面積の合計が2,000m ² 以上であれば特定建築物（義務対象）になります。特定建築物（義務対象）になる場合は、1棟ごとに設置基準量（義務量）を算出してください。 建築物として取り扱われない場合は、本制度の対象外（面積カウント不要）です。	2025年12月26日

川崎市特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

制度1・大規模建築物
床面積の合計2,000m²以上

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
14	1 制度の対象	建築物がエキスパンションで切れているが、エキスパンションごとで面積を算出するのか。	<p>意匠的に1棟として取り扱われるか建築確認申請を行う機関等に確認してください（エキスパンションで切れている場合は、建築基準法上、構造的には別棟となるが意匠的には1棟と扱われる事が想定されます。）。</p> <p>意匠的に1棟として取り扱われる場合は、意匠上の1棟ごとの床面積の合計で面積を算出し、2,000m²以上であれば特定建築物（義務対象）になります。特定建築物（義務対象）になる場合は、意匠上の1棟ごとに設置基準量（義務量）を算出してください。</p>	2025年12月26日
15	1 制度の対象	複数の棟が渡り廊下でつながっている建築物の場合、面積を足し合わせて1件の届出としてよいか。	<p>意匠的に1棟として取り扱われるか建築確認申請を行う機関等に確認してください。</p> <p>意匠的に1棟として取り扱われる場合は、1件の届出となります。意匠上の1棟ごとの床面積の合計で面積を算出し、2,000m²以上であれば特定建築物（義務対象）になります。特定建築物（義務対象）になる場合は、意匠上の1棟ごとに設置基準量（義務量）を算出してください。</p>	2025年12月26日
16	1 制度の対象	テナント予定のため、新築時には設備等の詳細が未定であり、竣工後にテナントが決まった際に、設備等の詳細箇所を整備する（いわゆるスケルトン建築）場合は対象建築物に該当するか。	ご質問のケースのように、新築時に設備等の詳細が未定の場合でも、対象建築物に該当します。 計画書の作成・提出については、No.37~38参照。	2025年12月26日
17	1 制度の対象	建築主が太陽光発電設備等を設置しない場合（リース、屋根貸し、オンラインPPAなど第三者設置の場合）でも、特定建築主が対象者になるのか。	ご質問のケースのように、特定建築主が太陽光発電設備を設置・所有しない場合でも、特定建築主が対象者となります。 計画書の作成・提出については、No.37~38参照。	2025年12月26日
18	2 設置基準量（設置義務量）	「建築面積」とは何か。	建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積となります。 建ぺい率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限る特例軒等の規定は適用しません。	2025年12月26日

川崎市特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

制度1・大規模建築物
床面積の合計2,000m²以上

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
19	2 設置基準量（設置義務量）	「定格出力」とは何か。	太陽光発電設備のアレイにおける太陽電池モジュールの日本産業規格（JIS規格）又は国際電気標準会議の国際規格（IEC規格）に規定される公称最大出力の合計出力となります。 パワーコンディショナーの出力値によるものではない点に注意ください（パワーコンディショナーの出力値が小さい場合でも、太陽光発電設備のアレイの定格出力を採用できます）。	2025年12月26日
20	2 設置基準量（設置義務量）	設置基準量（いわゆる義務量）の算出はどうなるか。	設置基準量（kW）の算出方法の詳細はガイドラインP10～12を参照ください。	2025年12月26日
21	2 設置基準量（設置義務量）	設置基準量の算出において、太陽光発電設備設置可能面積の算定における「面積除外部分」では、 自主的に緑化の認証を取得する範囲 も認められるか。	法令、条例等により緑化する部分は、「(2)法令、条例等により緑化する部分」（ガイドラインP15参照）として、面積除外できます（最低限度の基準による面積に限らない。）。法令、条例等に基づかない場合は、面積除外部分として認められません。 ただし、環境アセスメントの緑被率の申請で緑地とされた部分は最低限度の基準による面積に限らず面積除外できるため、アセスの緑被率の申請と自主的に緑化の認証を取得する範囲が重複していれば、その部分の面積を除外できます。	2025年12月26日
22	2 設置基準量（設置義務量）	設置基準量の算出において、太陽光発電設備設置可能面積の算定における「面積除外部分」では、法令・条例等に基づき屋上に設置する 駐輪場の部分 は認められるか。	法令、条例等により屋上へ設置しなければならない根拠や太陽光発電設備の設置が非効率である根拠がある部分は、「(7)その他市長が認める部分」（ガイドラインP17～18参照）として、面積除外できます（根拠資料の提出を要する）。 なお、法令、条例等に基づかない場合は、面積除外部分として認められません。 《その他市長が必要と認める部分の例》 (1)川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例に基づき屋上へ設置しなければならない自転車等駐車場の部分 ※条例に基づき屋上に設置する部分、かつ「必要台数－屋上以外の設置台数」以下の台数に係る部分の面積とする。 (2)川崎市建築物における駐車施設の付置等に関する条例に基づき屋上へ設置しなければならない駐車施設の部分 ※条例に基づき屋上に設置する部分、かつ「必要台数－屋上以外の設置台数」以下の台数に係る部分の面積とする。	2025年12月26日
23	3 義務履行方法	太陽光発電設備以外も認められるか。	オンサイト設置においては、風力、バイオマス、小水力等の発電設備、地中熱、太陽熱、バイオマス等を利用する熱供給設備も対象となります（ガイドラインP28～41参照）（規則第25条）。 なお、本制度では、ペロブスカイトなどの次世代型太陽電池や壁面設置の太陽電池は「太陽光発電設備」に含みます。	2025年12月26日

川崎市特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

制度1・大規模建築物
床面積の合計2,000m²以上

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
24	3 義務履行方法	オンサイト設置の場合、発電した電気の利用方法として、特定建築主が利用せずに 全量売電 する手法は対象になるか。	オンサイト設置の場合、全量売電する手法も対象です。	2025年12月26日
25	3 義務履行方法	住宅団地で、新築する共同住宅と 同じ団地にある既存の共同住宅 に太陽光発電設備等を設置した場合、設置量として計上できるのか。	ご質問のケースのように、市内既存建築物（No.29参照）に太陽光発電設備等を新設（又は増設）する場合、代替措置として計上（増設の場合は増設分に限る）できます（ガイドラインP42～43参照）。	2025年12月26日
26	3 義務履行方法	共同住宅の新築に際し、同一敷地内に 別棟の駐輪場 を整備するが、この駐輪場の屋根に設置した太陽光パネル等も設置量として計上可能か。	共同住宅の敷地内において、共同住宅と別棟で整備する駐輪場等（用途上不可分な附属建築物に限ります。）に太陽光パネル等を設置する場合も、当該共同住宅への設置として計上可能です。 No.27参照	2025年12月26日
27	3 義務履行方法	同一敷地内に複数の特定建築物を新築等する場合に、敷地内の 1箇所に集約して設置 してもよいか。	敷地内であれば1箇所に集約して設置してもよい（同一敷地内に複数の特定建築物を建築等できるのは、建築基準法上、用途上不可分な附属建築物に限られます。敷地の定義については、ガイドラインP12参照。）。 なお、新たに設置（又は増設）する太陽光発電設備等に限られる。 《注意事項》 特定建築物の新築工事の着工より先に既存建築物への設置工事に着手する場合は、特定建築物の建築確認申請の21日前、かつ、 設備設置工事より前に計画書を提出する必要がある ことにご注意ください（計画書の提出時点で既に設置済みの太陽光発電設備等は、新たに設置するものとして認められません）。	2025年12月26日

川崎市特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

制度1・大規模建築物
床面積の合計2,000m²以上

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
28	3 義務履行方法	建築基準法の「高さに参入しないことができる階段室等の屋上部分」が、建築面積の1/8近くを占めている場合、太陽光発電設備を屋上に設置することで高さに係る規定に抵触するため、設置ができないのではないか。	<p>国土交通省「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」（平成23年国住指第4936号 https://www.mlit.go.jp/common/000146515.pdf）の「第3 建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い」によると、建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等については、建築物の高さに係る規定等の建築基準関係規定に適合する場合にあっては「建築物の屋上部分」として扱わないとなるため、階段室等が建築面積の1/8近くを占めている建築物の屋上にも設置することが可能とあります。詳細は、建築主事又は指定確認検査機関等にご確認ください。</p> <p>なお、既存建築物の屋上に太陽光発電設備等を設置する場合だけでなく、新築も同様です（一般財団法人 建築行政情報センター 改正建築基準法Q&Aより）。</p> <p style="text-align: center;">図：国土交通省ホームページより</p>	2025年12月26日

川崎市特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

制度1・大規模建築物
床面積の合計2,000m²以上

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
29	3 義務履行方法	本制度における「市内既存建築物」とは何か。	<p>市内において特定建築主が新築等をした又は所有する建築物で、当該特定建築物の工事完了時点において存在する建築物（先に工事完了している建築物。）若しくはその敷地を市内既存建築物といいます。工事の完了は、検査済証の交付日で判断します。</p> <p>«市内既存建築物の設置（代替措置）とは»</p> <p>本制度では、オンライン設置に代わる措置として、市内既存建築物への太陽光発電設備等の新設（又は増設）を代替措置として認めています。要件がありますので詳細はガイドラインP42～43にてご確認ください。なお、当該特定建築物と同一敷地内の別棟の建築物に太陽光発電設備等を設置する場合は、本制度では市内既存建築物への設置とは扱わず、通常のオンライン設置の扱いとなります。</p>	2025年12月26日
30	3 義務履行方法	再エネ調達は対象になるか。	<p>次の義務履行方法が対象となります。それぞれ要件等がありますので、ガイドラインを必ずご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ小売電気の調達（詳細は、ガイドライン第3部 第5章 P55～68参照） ・再エネ証書の調達（詳細は、ガイドライン第3部 第5章 P55～68参照） ・再エネ100%化計画の策定・実施・対外公表（詳細は、ガイドライン第3部 第6章 P69～75参照） 	2025年12月26日
31	3 義務履行方法	非化石証書購入による場合、太陽光発電設備は設置しなくてよいか。	<p>太陽光発電設備の設置がなくても、非化石証書購入だけで適合することもできますが、様々な遵守要件を満たす必要があり、これらを確認できる各種資料の提出を要するため、ガイドラインを確認の上、必ず環境局脱炭素戦略推進室に事前協議をお願いします。</p> <p>事前協議の申込はこちらから⇒https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000175112.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ小売電気の調達（詳細は、ガイドライン第3部 第5章 P55～68参照） ・再エネ証書の調達（詳細は、ガイドライン第3部 第5章 P55～68参照） ・再エネ100%化計画の策定・実施・対外公表（詳細は、ガイドライン第3部 第6章 P69～75参照） 	2025年12月26日
32	3 義務履行方法	対象となる非化石証書購入はどのようなものか。	本制度で認める非化石証書は、ガイドラインP57に記載があるとおりです。 なお、非FIT非化石証書で再エネ指定がないものは本制度の対象外です。	2025年12月26日
33	4 計画書等の作成・提出	計画書の提出期日（建築確認申請の21日前まで）を過ぎてしまったがどうすればよいか（遅延する場合）。	遅延理由書を添付し、速やかに計画書の提出をお願いします。 届出はオンライン申請になります。届出方法については、市ホームページ（ https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000175112.html ）をご確認ください。	2025年12月26日

川崎市特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

制度1・大規模建築物
床面積の合計2,000m²以上

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
34	4 計画書等の作成・提出	提出期日が閉庁日の場合はどのように扱うのか。	提出期限が閉庁日に当たるときも提出期日は変わりません。 なお、日数のカウントには閉庁日（土・日・祝日・年末年始12月29日から1月3日）も含みます。例えば計画書の提出期限である21日前までは、確認申請日の3週間前の同じ曜日までとなります。	2025年12月26日
35	4 計画書等の作成・提出	審査後の控えの交付までにどれくらいの日数かかるか。	不備等がなければ、15閉庁日程度です。	2025年12月26日
36	4 計画書等の作成・提出	同一敷地内に複数の特定建築物を新築等する場合に、届出を1つにまとめて作成してよいか。	届出は特定建築物1棟ごとに作成し、提出してください。	2025年12月26日
37	4 計画書等の作成・提出	計画書提出段階では、設置範囲は決めているものの、リース業者が決まっていないなどにより、「太陽光発電設備の定格出力を示す資料」の提示が困難な場合はどうするのか。	オンライン設置のうち、第三者による太陽光発電設備等の設置により、計画書提出期日（確認申請の21日前）までにパネルメーカーの仕様図面等による「太陽光発電設備の定格出力を示す資料」（添付資料）の提示が困難な場合は、計画書及び平面図等に以下の事項を記載するものとします。 (1)計画書に「太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計」を記載する (2)平面図等に下記①及び②を記載する ①計画書に記載した定格出力の確保に必要なメンテナンス等も含めた面積及び設置範囲 ②設置機器が決定した後に変更届にて定格出力を示す資料を提出する旨	2025年12月26日
38	4 計画書等の作成・提出	太陽光発電設備を第三者が設置するため、完了届の提出期日（特定建築物の竣工から30日以内）までに太陽光発電設備の工事等が終わっていないが、どのタイミングで完了届を提出すればよいか。	オンライン設置のうち、第三者による太陽光発電設備の設置により、完了届の提出期日（特定建築物が竣工して検査済証がおりてから30日以内）までに設備の設置ができない場合でも、特定建築物の検査済証の発行から30日以内に完了届を提出する必要があります（要綱第10条第2項）。 この場合、「その他市長が必要と認める資料」として、次の添付資料を提出するものとします。 ＜必要な添付資料＞ ・発電設備の詳細（設置者、電源種別、設置予定日、供給開始時期・期間等）が分かる契約書の写し等 なお、第三者が太陽光発電設備等の設置を行う場合、設置した設備の投資回収を考慮し、一般的には長期契約となるが、オンライン設置における第三者による太陽光発電設備等の設置については、長期契約であることを要件としていません。	2025年12月26日

川崎市特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

制度1・大規模建築物
床面積の合計2,000m²以上

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
39	5 その他	本制度は 建築基準関係規定 となるか。	本制度は、建築基準法の建築基準関係規定ではありません。	2025年12月26日
40	5 その他	本制度は 建築基準法第40条の対象 となるか。	本制度は、建築基準法第40条（地方公共団体の条例による制限の附加）の対象ではありません。	2025年12月26日
41	5 その他	対象事業者に該当するが、計画書等の提出を行わない場合や設置基準に適合しない場合、 罰則 はあるか。	<p>罰則はありませんが、計画書等の提出を行わない場合や設置基準に適合しない場合、市は必要な措置を講じるよう勧告することができます（条例第42条参照）。</p> <p>勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、市は勧告を受けた者の氏名等を公表することができます（条例第43条参照）。</p>	2025年12月26日